

Title	新約全書に表はれたる政治思想
Sub Title	
Author	島田, 久吉 (Shimada, Hisakichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1925
Jtitle	史学 Vol.4, No.3 (1925. 8) ,p.129(441)- 142(454)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19250800-0129">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19250800-0129</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 新約全書に表はれたる政治思想

吾人は新約全書中に於て後代の政治思想史に重大なる關係を有する若干の觀念の表白せられて居るのを發見する。

抑も、中世紀の政治思想を支配したものは、聖書と、羅馬法と、アリストテリースの政治學であつた。中世紀の思想家と云ふものは中世現在の事實を捕捉することの莫かりしものである。蓋し、彼等は過去の學說中に低迷して居つたからであつた。(F. J. C. Hearnshaw; The social and political Ideas of Some Great Mediaeval Thinkers, p. 9. 參照) 此の意味に於て、吾人は新約全書を以て中世

の政治思想の一半を支配した觀念を藏せるものと見る事が出来るのである。而して這般の思想に關する最も重要な章句は聖ポロが羅馬書第十三章の夫れである。

『上にありて、權を掌てる者に凡ての人々服ふべし。蓋は神より出てざるの權なく、凡て有る處の權は神の立て給ふ處なればなり。此の故に權に悖る者は神の定に逆くものなり。逆く者は自ら其の審判を受くべし。有司は善行の畏にあらず。悪行の畏なり。爾曹權に畏れざる事を欲ふか。ただ善を行へ。然らば彼より褒を獲ん。彼は爾に益せん爲に神の僕なり。若し惡を行さば畏れよ。彼は徒に刃を操らず。神の僕たれば惡を行ふ者に怒をも

て報ふる者なり。故に之に服へ。唯だ怒に縁つてのみ服はず良心に縁りて服ふべし。是故に爾曹ら貢を納めよ。彼等は神の用人にして常に此の職を司れり。爾曹ら受くべき所の人には之を興へよ。貢を受くべき者には之に貢し、税を受くべき者には之に税し、畏るべき者には畏れ、敬ふべき者には之を敬べ』(羅馬書第十三章一―七)

中世政治思想に重大なる影響を及し、二世紀以降屢々引用せられたる本章句は甚だ含蓄に富み且つ、深き意義を有するものである。聖ポロの意義は明白にして確乎としてゐる。政治は神の掟にして、其の權威制裁は神より出でたものである。故に政治に服ふを拒む者は神に服ふを拒む者である。國家への服従は單に政治的必要のみならず、同時に又、宗教的義務である。蓋し、政治の目的は惡を止め、善を奨むる事に存するからである。即ち、彼は神の權威を有し、正義の維持の爲に存

する政治に服ふべき事を命じたのであつた。而して、彼が國家に斯かる神聖なる性質を附與したのは、獨り國家が眞正なる目的、即ち正義の維持と云ふ使命を有するが故なのである。提多書に於ても、『なんぢら彼等をして執政と權威ある者に服し且つ順ひ、凡ての善き事を行ふ備へをなし』(同書第三章一、二)の句に於て、權を掌てる者に服ふを勸奨するを見、更に提摩太前書に於ても、『我殊に勸む、萬人の爲に、籲告、祈禱、懇求、感謝せよ。王及び凡て權威を有するものの爲には之をなすべし。是れ我等、敬虔と端莊とを以て靜に安らかなる日を度らん爲なり』(提摩太前書第二章一―二)との言葉に於て、社會の秩序及び平和を確保するは治者の職であつて、治者に向つて、殊に、籲告、祈禱、感謝をなすは教徒の態度なるべき事を示してゐるのを見る。

聖ペテロの前書に於ても、聖ポロの羅馬書に

於けると等しき言句を發見する。

『爾曹ら主のために、凡て人の立つ處の者に服へ。或は上にある王、或は惡を行ふ者を罰し善を行ふ者を賞むる爲に王より遣はされたる方伯に服ふべし。蓋は爾曹ら善を行ふを以て愚なる人の無智の言を止むるは神の旨なればなり。爾曹ら自由なるものの如くせよ。されど其の自由を以て惡を被ふ事なく、神の僕の如くすべし。衆の人を敬ひ兄弟を愛し神を畏れ王を尊ぶべし』(彼得前書第二章十三—十七)と。

寔に王權神授説は過古の一大迷信なり(Herbert Spencer; Man Versus the State p. 66.)と稱せらるる處であるけれども、其は疑なく、中世の思想の一半を左右した力であつた。而して其は單なる抽象學説に非ずして、實際に於て一般流通の觀念だつたのである。而して斯かる思想は其の證左を聖書中に於ける以上の所説に求むる處ありしもので

あつた。

(舊約全書中に於ても王權神授説の證左と見る可きもの多し。『又、エホバ汝に告ぐ。エホバ汝の爲に、家をたてん。汝の日の満ちて汝が汝の父祖と共に寝たらん時、我、汝の身より出づる汝の種子を汝の後に立てて其の國を堅ふせん。彼わが名のために家を立てん。我永く其の國の位を堅ふせん。汝の家と汝の國は汝の前に永く保つべし。汝の位は永く堅ふせらるべし。』(撒母耳後書第七章、十一、十二、十三、十六)

『我に由りて王者は政をなし、君たるものは義き律を立て我によりて主たるもの及び牧伯たちなどすべて世の審判人は世をささむ。』(箴言。第八章十五、十六)(J. N. Figgis; The Divine Right of Kings. 1914 p. 7)

## 二

聖ポロ聖ペテロは何が故に重ねて、『善き人』は國家の權力を尊敬し、是に服従すべしとの理を力説せりや。彼等は單に『凡てある處の權は神の立て給ふ處なり』との抽象的理論に立脚せるものなりや。彼等の時代に於て『上にありて權を掌てるもの』は『爾曹らに益せん爲に神の僕』たりしや『王より遣はされたる方伯』は『惡を行ふ者を罰し善を行ふものを賞むる』神の用人にして常に此の職を司りしものなりしや。『彼等は徒に刃を操らざ』りしや。若し彼等にして、『徒に刃を操らざ』りしものなりとせば、主イエスの死は『權に悖る者は神の定に逆く』ものであつて、『逆く者は自ら其の審判を受け』たるものでなくてはならないか。

羅馬は皇帝の統治であつて最高の中央權力であつた。而して羅馬は其の支配下に屬する諸民族に多少の自治を許容したけれども、より大なる自由

を得んとする屬國の企圖に對しては甚しき猜疑の目を向けてをつた。其の統治は文權的專制であつて、而して、其の權威に反逆せんとするものには非常な脅威を與へてゐたのである。猶太は帝國の奉行の支配下にあつて、羅馬皇帝直接の執政の下に服してをつた。全ての政權は猶太人の手中より剝奪せられた。斯くして、彼等を激發せしめた政治問題は彼等より自由を剝奪した外來征服者に對して能く反噬し得るや否やに係つてをつた。一方に於ける不正、他方、竝に之に對する甚しき惡感は即ち、治者及び被治者の態度であつたのである。多數の猶太人は這次の問題に對して、賢明にも否定的解答を與へ、怨恨を藏しつゝ、然かも已むなく、羅馬の支配に隸屬してをつた。然かるに積極的なる少數者は常に機會を覘つて反抗の旗幟を翻さんとし以て、其の運命を勝敗の數に託せんとしつゝあつたのである。

斯くて、吾人は聖ポロ、聖ペテロの言句の起由を以て、彼等が猶太人の羅馬政府に反逆せんとする企畫を憂慮せる心意の中に求むる事が出来るのである。

聖ポロの時代に於て羅馬の教會は一部は猶太人より一部は異那教徒より成立してをつた。而して、聖ペテロの書は主として、猶太基督教徒に向つて與へられてをつたのである。(彼得前書第一章一、参照) 教會對羅馬政府の關係は夙に基督教文が當面した問題であつた。已に吾人は基督に向つて、『彼の言に由りて陥れんとして、パリサイの人とヘロデの黨の中より遣はされし』數人が『貢をカイゼルに納むべきか。納めざるべきか』と問ひ『神のものは神に歸しカイセルのものはカイセルに歸せ』との答を得て『彼等之を奇しとせり』との章句中に於て、國權に對する不遜の非難せられてゐるのを見る。(馬可傳。十二章、十三—十七)

更に路加傳に於ては此の非難は確然たる形式を探り『衆人皆起ちて、イエスをピラトに携れ行き之を訴へ云へけるは我儕この人が我を惑し税をカイセルに納むる事を拒み自ら王なるキリストと稱するを見たり』となしてゐる。(同傳二十三章二) 更に馬太傳二十七章二、馬可傳十五章二、路加傳二十三章、約翰傳十八章二、三は共に『ピラト彼に問ひけるは爾は猶太の王なりや。イエス答へけるは爾の曰へるが如し』との問答を掲げてゐる。斯くて基督が十字架に懸けられしは『凡て自ら王となすものはカイセルに叛くものなり』との非難に據つたものであつた。(約翰傳十九章十二—十六) 基督に對して發せられたと同じき不忠の非難は第一世紀末葉の基督教徒に對しても發せられた。例へば、テサロニカに於ける猶太人は該都市に於て基督教會を創立せんとして、官憲より曾て教祖が受けたと等しき非難を買つた。『天下を亂すも斯の

もの共、之まで來れり。ヤソンは之を迎納れたり。此の人々は皆イエスと言へる外の王ありと云ひてカイゼルの命に背くものなり』と。(使徒行傳十七章六―七)斯くて、聖ポロ、聖ペテロは彼等が信徒と羅馬政府との關係問題を考慮せざる可からざるに至り、前掲の諸章句(羅馬書十三章一―七)提摩太前書二章一―二彼得前書二章十三―十七)は正に基督教徒が羅馬政府に對して猶太民族的態度を以て反抗せんとする態度を抑壓せんとする意途を藏して吐かれたものと見る事が出来るのである。

然共、這般の章句は單に基督教徒を猶太民族主義より乖離せしめんが爲にのみ吐かれしものに非ると同時に、又特に獨り羅馬政府竝に之に對する基督教徒の態度にのみ關するものではない、斯かる章句の充分なる解説は之を基督教及び初期基督教會の本質中に求めなくてはならないのである。

## 三

イエス基督は最大限の個人の自由を主張した者である。彼の全努力は不正なる信仰、邪惡なる習慣、根據なき恐怖の桎梏竝びに因習的宗教、及び既成社會の構成せる凡ての不自然なる障礙より人を救濟せんとするに存した。かくて約翰傳第八章は『爾曹ら若し我道に居らば誠に我が弟子なり。かつ眞理を知らん。眞理は爾曹に自由を得さす可し』(三十一、三十二)と傳へてゐる。寔に Charles Foster Kent の言へる如く史上に於て如何なる師宗と雖も彼の如く個人に對して自由を確保せんとするに熱烈なるものはなかつたのである。斯くて、基督教徒の自由は聖ポロが最も主要なる思想の一である。『イエス基督、我儕を釋きて自由を得させたり。是故に爾曹堅く立て復び奴隸の轆に繋る事勿れ』(加拉太書第五章一)聖ペテロも亦、前掲

の章句中に於て『爾曹自由なるものの如くせよ』云々の言（彼得前書第二章十三—十七）を吐いて。聖ヤコブすら自由なる名辭を使用した。（『然らば自由なる律法を云々』雅各書第一章二十五。『爾曹語ること行ふこと自由の律法によりて云々。』同書第二章、十二）

基督教徒の自由の思想が原始教會に於て、後代に於けると等しき危険を伴ひしは明白である。蓋し凡て斯かる思想に伴ふ困難及び危険が最も緊切に感ぜられるのは初期の時代に於けるものであるからである。初期基督教徒が猶太の傳統的遵法主義に打勝つに非常な困難を感じたと同じ様に、彼等は又、異邦信者中に於ける無政府主義的傾向の危険に對面せざるを得なかつた。而して這般の危険は先づ生活上の普通なる義務を等閑にし共同生活の規律に循ふを拒むと云ふ傾向に現はれた。されば聖ポロは云ふ。『兄弟を愛する事につきて

は我れ爾に書を贈るに及ばず。蓋は爾曹互に愛する事を親しく神より教へられたればなり。爾曹、マケドニアの全地なる諸ての兄弟に此の如く行へり。兄弟よ我儕勸むるは爾曹ますく、此の如く行ひ、かつ靜ならん事を務め己の事を行ひ手づから工をなし曩に爾曹に我儕が命ぜし如くせんことなり』（帖撒羅尼迦前書第四章九—十二）又曰く『兄弟よ、我、爾曹に勸む。妄行者を傲めよ。』（同書第五章十四）又曰く『兄弟よ、我儕主イエスの名によりて爾曹に命ず。我儕より受けたる傳へに循はずして妄に行む諸の兄弟に遠かるべし。爾曹ら自ら如何にして我儕に傲ふべきかを知る。我儕爾曹の中にありて妄なる事を行はず。又、人のパンを價なくして食することなく、唯人を累はせざらん爲に勞と苦しみをして夜晝工を作せり。是れ我儕權威なきが故にあらず。只自ら模楷として爾曹をして傲はしめんが爲なり、我儕爾曹の中に在り

し時、人、もし工を作さずして専ら餘事を努め妄なる事を行ふ者ありと我儕聞きたり。我儕此の如き者に靜に工を作して己のパンを食せん事を我儕の主イエス、キリストを託りて命じ且勸む。』(帖撒羅尼迦後書第三章) テサロニケ教會中に於て基督教の自由の精神竝に神と人との精神上の關係の良心を以て、人生の普通一般の義務に従ふことに背離し且如何なる人間の權威にも屈せざるかの如く解した者のあつたのを見る事が出来る。同じ様な傾向はコリント教會にも現はれた。而して、聖ポロが彼等異邦信者に對して、教徒の自由とは人生の規律及び秩序より全く釋放せらるゝ意味ではないと言ふ事を説服せんとした苦心は彼が該教會に與へた書中に明かである。コリント教會中の若干は外的規律及び形式に對する不關的信條を極端に進めて欲望及び行爲の相互的從屬を否定せんとする者すらあるに至つた。『凡てのものはわれに

可からざるなし』(哥林多前書第六章十二) は此の傾向の提句である。斯くて聖ポロは論じた。基督教徒は因習的原則より解放せらるるけれ共、然れども、彼等の行爲は相互愛と云ふ社會の根本的原則の支配を脱する事は出来ない。曰く『凡てのものは我に可からざるなし。然共、凡てのものは益あるにあらず。凡てのものは我に可からざるなし。然共凡てのものは徳を建つるにあらず』と。(哥林多前書第十章二十三) 又、ガラテア教會に與ふる書に於ても『爾曹よ、爾曹は召を蒙りて自由を得たるものあればなり。されど其の自由を得るを機會として肉に循ふ勿れ。唯、愛を以て互に事ふる事とせよ。』(加拉太書、第五章、十三) と示して居る。初期教會が十七世紀の Anabaptist の運動と等しき無政府主義的傾向によりて惱まされたのは多く疑ふ可からざる處である。唯法主義に對する反動は極端に走つた。斯くて聖ポロは恰

もルーターが『基督教徒の自由』を著した時の様に、彼自身の教示の効果を抑へんとするに非常なる苦心を要せざるを得なかつた。

實に、基督教は個人の靈魂を其の障礙たる凡ゆる現世的束縛より解放せんとした。而して斯かる解放が聽て現世的常套に對する反逆の傾向を起すに至るのは吾人の想像し難からざる處である。又、凡ゆる宗教に於けると等しく、イエス基督は個人的外的行爲よりも寧ろ其の内的動機に重大なる價値を附した。而して、又斯かる思想が聽て再び外的形式に對する蔑却に其の道を開くものある事は之又、吾人の思惟し難からざる處である。斯くして、聖ポロ及び聖ペテロの前掲の章句は一方基督教會と世俗國權と融和を計らんとする便宜に出でたると同時に又、他方、基督教精神の必然的派岐、或は誤解より生じた極端なる自由行爲を抑制せんとする意途より出でたると見る事が出来るの

である。然共、是等の事由に加へて、更に彼等をして其の言葉を吐かしめたる事由の一たる可きものは再び基督教精神の一本質たる無抵抗主義の傾向でなくてはならぬ。イエス、キリストは不完全なる社會組織の腐敗せる代表者と論争するを躊躇した者ではなかつたけれ共、然かも彼は偶像破壊主義者ではなかつた。彼は其の言葉或は其の行爲によつて、政治組織が社會の幸福に貢獻する限り之を支持すべき義務の範を垂れた。斯くて吾人は馬太傳第十八章の斯く傳ふるを見る。『彼等のカペナウンに来れる時、納金を集むる者ども、ペテロに來りて云ひけるは、爾曹の師は納金を出ださざるか。然らずと云ひてペテロ家に入りし時、イエスマづ彼に云ひけるはシモン爾は如何に思ふや。世界の王たちは税及び貢を誰より徴か。己の子よりか他の者よりかペテロ彼に云ひけるは他の人より徴るなり、イエス彼に云ひけるは然らば子は興る

ことなし。されど彼等を礙かせざらん爲に爾海に行きて鉤を垂れよ、初めにつる魚を取て其の口を啓せば金一を得べし。其を取りて我と爾の爲に彼等に納めよ』と。彼は吾人の外的行爲よりも、內的心意に關心した。然らば現世の政治は多く彼の關する處でなかつたのである。斯くて、彼の高唱したのは個人の權利でなくして、個人の義務であつた。

## 四

吾人の已に檢した如く、初期の教會に於ては俗界政治の原則に對する明白なる否認の直接の證據は之を新約全書中に發見する事は出來ないのである。然共、神の子にして、基督の眞の王國の市民なる基督教徒の自由に對する熱烈なる精神が懸て凡ての政治（殊に俗界の人々によりて政權の掌握せられし時に於て）に對する侮蔑に推移せしは當然

のことである。而して、斯かる傾向の萌芽が既に初期に於て、現はれてゐたのも亦思考し難いことではない。基督の時代は專制政治の最も力を逞した時代であつた。然るに彼基督は史上に於て最も徹底的なる民主主義者であつたのである。プラトンの理想國、或は所謂る希臘の民主主義と雖も、其は單に、富、權力、或は才能を有せし人々が權力を行使し自由且つ平等であると云ふに過ぎない云はば寡頭政治の擴大に外ならないものであつたのである。事實に於ては其等の國家は本然非民主的であつた。蓋し彼等の下底には何等、自由平等を享有すること莫き多數の被治階級が存して居つたからである。之に反して、基督の民主主義の基礎は何等社會的地位の高卑を問はざる各個人の至高なる價値の認識に存して居つた。基督は神の普遍的慈父なる事を垂示し、神の目に於ては、猶太人、異邦人の區別は本然且永久なるものに非ることを

教へた。されば、猶太人は『多くの人々、東より西より來りて、アブラハム、イサク、ヤコブと偕に天國に座す』に拘らず『國の諸子は外の幽暗に逐出され其處にて哀哭切齒することあらん』と忠告せられたのである。(馬太傳第八章十一—十二) かくて之と同一なる思想は聖ポロによりて表白せられた。『爾曹は皆、キリスト、イエスと信ずるに由りて神の子となれり。そは凡て、バプテスマを受けてキリストに入る。爾曹はキリストを衣たるものなればなり。斯るものの中にはユダヤ人ギリシヤ人或は奴隸或は自由、或は男或は女の別ちなし。蓋は爾皆キリストイエスにありて一あればなり。(加拉太書第三章二十六—二十八) 又曰く。『此の如くに至りてはギリシヤ人とユダヤ人あるひは割禮あるものと割禮なきもの、あるひは夷狄あるひはスクテア人あるひは奴隸あるひは自主の別ちなしとは基督は萬物の上にあリまた萬物の

中にあり』(哥羅西書第三章八—十一)『或はユダヤ人あるひはギリシヤ人或は奴隸あるひは自主にかはらず、我儕みな一の靈に在りて、バプテスマを受け一の體とす、又みな一の靈を飲めり云々。』(哥林多前書第十二章十三) 基督及び其の使徒は人性の平等性を認識した。神の前に於ては社會的地位の高下は何等價値を有するものではないのである。蓋し各個人は互に平等の地位に立つものであるからである。然れども若し各個人にして、絶對に平等なりとせんか、然らば何の故に、『上にありて權を掌てる者』と下りありて『權に服ふもの』との別ちは生じたが。基督は明白なる言語を以て公共の名譽竝に上職の唯一の價値ある基礎は社會に對する個人の奉仕に外ならないと云ふ根本的民主主義原則を表明した。彼は多數の章句に於て、名譽に對する權利は奉仕の量、竝に其の履行の精神及び其の履行者の精神と其の人の能力との關係

の上に存することを教へた。されば、眞の貴顯と稱すべきものは彼等の全努力を社會の爲に捧げたるものでなくてはならぬ。又、貧者の一燈は富者の萬燈に勝るものである。基督に隨へば大なる權を有するものは大なる義務を有するものに外ならない。『爾曹のうち大いならんと欲ふものは爾曹に役はるるものとならん』と。(馬太傳第十章四十四)然共、彼の時代に於て、果して、『大いならんと欲ふもの』は即ち『爾曹に役はるる』ものであつたが、『イエス彼等と呼びて云ひけるは異邦人の君と見ゆるものは其の民を治め又其の大なる者どもは彼等の上に權を基る。これ爾曹が知る處なり。』(同傳同章四十二、四十三)寔に彼等が知りし如く『權を執る』者どもは『役はるるもの』に非ずして『大いなるもの』であつたのである。斯くて、彼は『爾曹が中にては然る可からず』と教へたのである。彼が政治の理想と現實の爲政者との間に甚しき懸

隔の存したのは明である。かくて、吾人は彼の憤の腐敗せる人々に向つて投げられたのを見る。『噫爾曹禍あるかな偽善なる學者とパリサイの人よ。蓋は爾曹天國と人の前に閉じて自ら入らず、且つ入らんとする者の入るをも許さざれば也。』(馬太傳第二十三章十三)『噫なんぢら禍あるかな偽善なる學者とパリサイの人よ。蓋は爾曹ら薄荷、茴香馬斤の十分の一を取納めて律法の最も重き義と仁と信とを爾曹は廢つ。これ行ふべきものなり』(二十三)(猶、二十五、二十七參照)彼が偽善なる上職の命と固陋なる因習の裁きとに服せざりしことは約翰傳第八章三十一の物語に明にせられてゐる『爰に奸姪を爲して執へられし女ありけるが、學者とパリサイの人これをイエスの所に曳來り群集の中に置き云ひけるは、師よ、此の女は奸姪を爲しをる時そのまゝ執へられし者なり。此の如きものを石にて撃ち殺すべしとモーゼが律法の中に命

じたり。爾は如何に云ふや。如此いへるはイエスと試みて訟の由を引出さんと欲へるなり。イエス身を屈め指にて地に畫けり。彼等が切に問ふによりイエス起きて之に曰けるは爾曹の中罪なきものまづ彼を石にて撃つべし。と曰ひ又身を屈めて地に畫けり。彼等は之を聞きて其の良心に責められ老者をはじめ少者まで一々に出往きただイエス一人残る。婦は群集の中に立り。イエス起ちて婦に云ひけるは婦よ爾を訟し者は何處へ往きしや。爾の罪を定むる者なきか。婦云ひけるは主よ唯もなし。イエス彼に云ひけるは我も爾の罪を定めず往きて再び罪を犯す勿れ』(約翰傳第八章三一—三十一) 這般の思想が率直にして、熱情的なる教徒をして凡ての俗界權力を蔑視する様に至らしめたのは推知する事が出来やう。斯くして、聖ポロが哥林多前書に於て基督教徒と俗界法廷との關係を説ける章句は俗界權力の機關を蔑視せんとした傾向を

新約全書に表はれたる政治思想

示すべきものとして見る事が出来るのである。『爾曹の中、互に事ある時聖徒の前に訴へる事をせず敢て義しからざるもの前に訴ふることをするものあるか、なんぢら聖徒の世を鞠かんとするを知らざらんや。世もし爾曹に鞠るるならば爾曹ら至小き事を鞠くに足らざるものならんや。爾曹、我儕が天の使を鞠かんとするを知らざらんや。況んや此の世のことをや』と。(哥林多前書第六章一—八) 聖ポロの言が教會中に熾なりし争鬪的非兄弟的精神に向つて説かれしものであることは疑ないが、しかも無意識的なるも俗界法廷竝に俗界正義の性質に關して侮蔑的なる語調のあるのは之を認め得べきである。『上にありて權を掌てる者に凡ての人々服ふべし。蓋は神より出てざるの權なく。凡そ有る處の權は神の立て給ふ處なればなり。(中略) 彼は爾に益せん爲の神の僕なり。(中略) 彼等は神の用人にして常に此の職を司れり(下略)』

(前掲羅馬書第十三章一—七)

寔に茲に於て、皇帝の權力は其の存立よりして不可抗と認めらるるのみならずは又神の始源よりして基督教徒の服従を要求するものである。然共、又、彼の權力が神の始源を有するは彼が正義の支持者たり、公共の奉仕者たるの使命に起因するものとすれば、若し彼にして、這般の使命を怠る時は彼に對する反抗が許されはしなからうか。

前掲の章句は實に斯かる學說の萌芽を藏するものと云ふべきである。聖ペテロ自身云はずや。『人に從ふより神に從ふは爲すべきことなり』と。(使徒行傳第五章二十九) 後代靈俗兩權の爭鬭は已に其の種子が斯かる言辭中に存して居たのであつた。

(J. Bryce; Studies in History and Juris Prudence vol. II. p. 528 參照)

島 田 久 吉